

長与町生活困窮世帯等エアコン支給事業 簡易チェック表

当事業は、自宅にエアコンがなく、経済的な理由から自宅用のエアコンの購入が困難な生活困窮世帯に対し、健康被害を予防することを目的としてエアコンを支給するものです。

以下の簡易チェック表のすべてに該当する世帯が、対象となる世帯の目安です。

①	離職、休業等やむをえない事情により経済的に困窮しており、家計の見直し等を実施してもなおエアコン購入費を負担することが困難である。			☐																																												
②	申請月の前月の世帯全員の収入合計額が、基準額と申請者の居住する賃貸住宅の家賃額（住宅扶助基準額を上限）を合算した額「収入基準額」以下であること。 ※1 <table border="1"> <thead> <tr> <th>世帯人数</th> <th>基準額</th> <th>住宅扶助基準額</th> <th>収入基準額（基準額+家賃額） 家賃額≧住宅扶助基準額の例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1人世帯</td><td>86,000 円</td><td>32,000 円</td><td>118,000 円</td></tr> <tr><td>2人世帯</td><td>124,000 円</td><td>38,000 円</td><td>162,000 円</td></tr> <tr><td>3人世帯</td><td>147,000 円</td><td>42,000 円</td><td>189,000 円</td></tr> <tr><td>4人世帯</td><td>175,000 円</td><td>42,000 円</td><td>217,000 円</td></tr> <tr><td>5人世帯</td><td>209,000 円</td><td>42,000 円</td><td>251,000 円</td></tr> <tr><td>6人世帯</td><td>242,000 円</td><td>45,000 円</td><td>287,000 円</td></tr> <tr><td>7人世帯</td><td>280,000 円</td><td>45,000 円</td><td>325,000 円</td></tr> <tr><td>8人世帯</td><td>313,000 円</td><td>45,000 円</td><td>358,000 円</td></tr> </tbody> </table> ※1 収入の範囲 <table border="1"> <tbody> <tr> <td>給与収入等</td> <td>税、社会保険料等天引き後の総支給額（ただし交通費支給額は除く）、雇用主からの休業手当、厚生労働省の休業支援金</td> </tr> <tr> <td>事業収入</td> <td>経費を差し引いた控除後の額</td> </tr> <tr> <td>公的給付等</td> <td>雇用保険の失業手当給付、障害者手当、公的年金等</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>親族からの定期的な仕送り、養育費、継続的な慰謝料、傷病手当</td> </tr> </tbody> </table>			世帯人数	基準額	住宅扶助基準額	収入基準額（基準額+家賃額） 家賃額≧住宅扶助基準額の例	1人世帯	86,000 円	32,000 円	118,000 円	2人世帯	124,000 円	38,000 円	162,000 円	3人世帯	147,000 円	42,000 円	189,000 円	4人世帯	175,000 円	42,000 円	217,000 円	5人世帯	209,000 円	42,000 円	251,000 円	6人世帯	242,000 円	45,000 円	287,000 円	7人世帯	280,000 円	45,000 円	325,000 円	8人世帯	313,000 円	45,000 円	358,000 円	給与収入等	税、社会保険料等天引き後の総支給額（ただし交通費支給額は除く）、雇用主からの休業手当、厚生労働省の休業支援金	事業収入	経費を差し引いた控除後の額	公的給付等	雇用保険の失業手当給付、障害者手当、公的年金等	その他	親族からの定期的な仕送り、養育費、継続的な慰謝料、傷病手当	☐
世帯人数	基準額	住宅扶助基準額	収入基準額（基準額+家賃額） 家賃額≧住宅扶助基準額の例																																													
1人世帯	86,000 円	32,000 円	118,000 円																																													
2人世帯	124,000 円	38,000 円	162,000 円																																													
3人世帯	147,000 円	42,000 円	189,000 円																																													
4人世帯	175,000 円	42,000 円	217,000 円																																													
5人世帯	209,000 円	42,000 円	251,000 円																																													
6人世帯	242,000 円	45,000 円	287,000 円																																													
7人世帯	280,000 円	45,000 円	325,000 円																																													
8人世帯	313,000 円	45,000 円	358,000 円																																													
給与収入等	税、社会保険料等天引き後の総支給額（ただし交通費支給額は除く）、雇用主からの休業手当、厚生労働省の休業支援金																																															
事業収入	経費を差し引いた控除後の額																																															
公的給付等	雇用保険の失業手当給付、障害者手当、公的年金等																																															
その他	親族からの定期的な仕送り、養育費、継続的な慰謝料、傷病手当																																															
③	申請する月時点の世帯全員の預貯金等資産 ※2 の合計が以下の基準額以下である。 <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1人世帯</td> <td>516,000 円以下</td> <td>3人世帯</td> <td>882,000 円以下</td> </tr> <tr> <td>2人世帯</td> <td>744,000 円以下</td> <td>4人世帯以上</td> <td>1,000,000 円以下</td> </tr> </tbody> </table> ※2 預貯金等資産には現金、預貯金その他金融資産（保険、有価証券、生命保険、学資保険等の解約返戻金相当額）を含む。ただし、近いうちに大きな手術等を控え、高額な医療費を支出する予定があるなど合理的な資産を保有する事情がある場合を除く。			1人世帯	516,000 円以下	3人世帯	882,000 円以下	2人世帯	744,000 円以下	4人世帯以上	1,000,000 円以下	☐																																				
1人世帯	516,000 円以下	3人世帯	882,000 円以下																																													
2人世帯	744,000 円以下	4人世帯以上	1,000,000 円以下																																													
④	自宅の他に不動産を保有していない。 ※3 ※3 自宅の評価が高額な場合は、自宅のみの保有であっても認められない場合があります。また、自宅の他に不動産を保有していても、合理的な事業がある場合は認められます。 例 農業専従者等でその土地がないと生活ができない、価値が低く買い手がつかず売却が困難 など			☐																																												
⑤	住宅にエアコンが設置されていない、または設置してあるが故障のため使用できない。			☐																																												
⑥	申請者およびその世帯員が暴力団員関係者ではない。			☐																																												

【お問い合わせ先】

長与町社会福祉協議会（長与町生活相談支援センター） ☎095-801-5050

（平日 9 時～ 17 時。生活保護以外の世帯は社会福祉協議会による相談が前提です。生活困窮世帯と認められた後、長与町福祉課に申請いただく必要があります。）